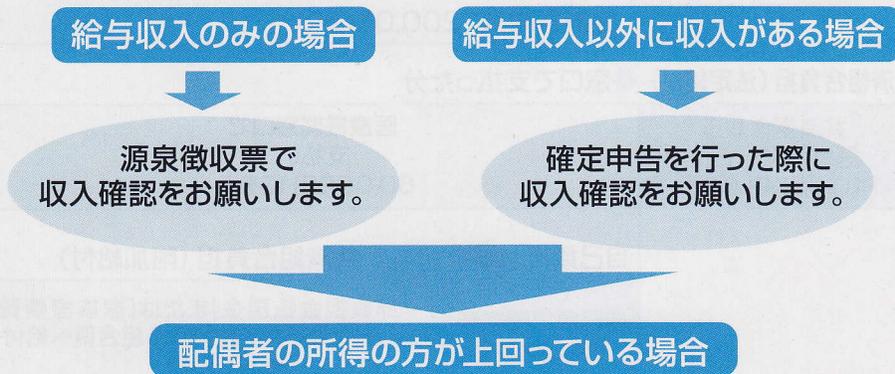


被扶養者認定についてのご注意!

夫婦共同扶養における被扶養者がいる場合、夫婦のそれぞれの収入を確認する時期です。収入の比較を、お願いいたします!

ご夫婦ともに健康保険の被保険者であり、そのご夫婦に扶養する子どもなどがある場合、保険者間では、原則収入の大きい方の被扶養者とするとしています。

● 夫婦それぞれに異なる健康保険制度に加入して共同扶養している場合



夫婦共同扶養

源泉徴収票を受けとった日、確定申告を行った日など所得を知り得た日で扶養替えとなります。

交通事故などにあつた場合、共済組合へ報告が必要です!

組合員又は被扶養者が交通事故等の第三者加害行為によって負傷した場合の治療費は、加害者の負担となります。その際に組合員証を使用して保険給付を受けるか、又は組合員証を使用しないで、その治療費を加害者から賠償してもらうかは被害者である組合員の選択となります。

事故の過失割合も決まらない状況で、直ちに加害者に治療費を負担させることが困難というような場合は、予め共済組合に連絡し、承認を得て組合員証を使用することができます。その場合は、関係書類の提出が必要となります。(用紙は共済組合から送付します。)

組合員証を使用するという事は、本来加害者が負担すべき治療費を共済組合が「立て替えて支払い」し、組合員が加害者に対して有する損害賠償請求権を、組合員に代わって共済組合が(給付の範囲で)取得するということを意味します。(損害賠償請求権の代位取得)

そのため、後日共済組合から加害者に対して、その事故に起因する「立て替えた治療費」を請求しなければなりませんので、必ず共済組合へ連絡いただきますようお願いいたします。

● 交通事故にあつた時の留意事項

- ①警察に連絡する……………どんなに小さい事故でも警察に連絡し事故の確認をする。
- ②加害者の確認をする……加害者の運転免許証、車検証等で相手を確認する。
- ③医師の診断を受ける……軽いケガでも、必ず加害者と一緒に医師の診断を受ける。
- ④共済組合に連絡する……組合員証の使用可否の指示を受ける。
- ⑤安易な示談はしない……示談後に組合員証を使用して交通事故に係る療養を受けた場合、共済組合からの給付については組合員本人から共済組合へ返還していただくこととなります。

